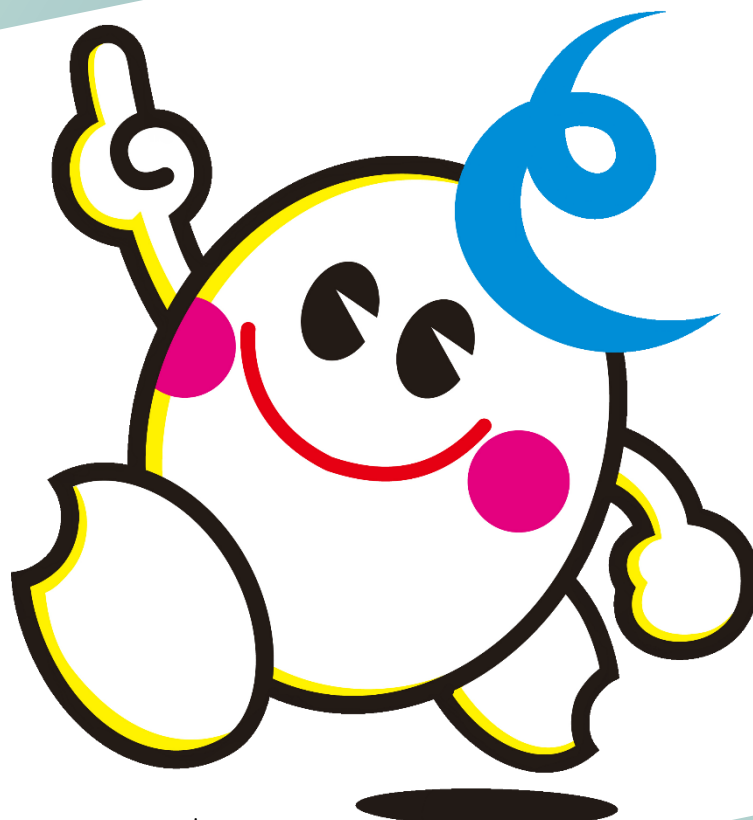


登米市地域協働まちづくり事業補助金の手引き



登米市協働キャラクター「とめ丸」

この手引きは、地域協働まちづくり事業を実施する際の手続きや、事務の流れなどをわかりやすく説明したものです。



令和6年4月
登 米 市

目 次

1	登米市地域協働まちづくり事業とは？・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	登米市地域協働まちづくり事業補助金交付要綱の解説・・・・・・・・	3
3	関係要綱、要領	
	◆登米市地域協働まちづくり事業実施要綱・・・・・・・・	7
4	各種書類の様式、記入例	
	◆地域協働まちづくり事業計画書・・・・・・・・	9
	◆収支予算書・・・・・・・・	10
	◆団体概要書・・・・・・・・	11
	◆協働事業評価シート・・・・・・・・	12
5	事務手続き	
	(1) 地域協働まちづくり事業事務フロー・・・・・・・・	13
	(2) 補助金交付申請から補助金の確定までの主な流れ・・・・・・・・	14
6	質問 (Q & A)・・・・・・・・	16
	[資料] これまでに採択された事業 (平成 18 年度～)・・・・・・・・	18
	[資料] 事業内容の見直し経過・・・・・・・・	29

1 登米市地域協働まちづくり事業とは？

登米市地域協働まちづくり事業補助金は、市民と市による協働のまちづくりを推進するため、市内に活動拠点を有する市民活動団体が、地域の活性化に向けた自主的な活動を行うための経費に対し、市が支援を行うことを目的に平成 18 年度に創設された制度で、これまで 70 事業が採択されています。

登米市サポートバンク支援事業
(令和元年度実施)



市民による子育て共助促進事業
(平成 27～29 年度実施)



地域コミュニティの再構築と地域資源を活用した
村づくり事業 (平成 28～29 年度実施)



豊里地域安全安心防犯パトロール事業
(平成 20 年度実施)



※上記事業の詳細や他の事業については、P18「資料 これまでに採択された事業（平成 18 年度～）」をご覧ください

※令和 2 年度及び令和 3 年度に実施予定だった事業は、コロナ禍のため取り下げられました。

1 登米市地域協働まちづくり事業とは？

《地域づくり事業事例発表会》

各コミュニティ組織及びNPO・市民活動団体等で実施している地域づくり事業の取組について、活動の過程や予算、職員の関わり方などの具体的な事例を発表し合うことで情報交換を図り、より良い地域づくり活動の参考としていただくことを目的に開催しています。登米市地域協働まちづくり事業補助金を利用した団体には、事業完了の次年度以降に発表等をお願いすることがあります。

■令和5年度

日時	令和6年2月14日（水）午後1時30分から	場所	南方農村環境改善センター
参加者	コミュニティ職員、事業実施団体、市職員等	参加人数	69人

森地区コミュニティ推進協議会



米谷地域づくり推進協議会



西野コミュニティ運営協議会



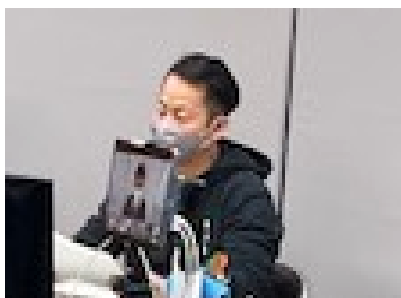
＝発表会の様子＝



■令和4年度（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、「Zoom」を利用したオンライン開催）

日時	令和4年12月21日（水）午後1時30分から	場所	とめ市民活動プラザ
参加者	コミュニティ職員、事業実施団体、市職員等	参加人数	73人

特定非営利活動法人ぴいすかんぱにい



＝発表会の様子＝



2 登米市地域協働まちづくり事業補助金交付要綱の解説

（趣旨）

第1条 この要綱は、協働のまちづくりを推進するため、地域の活性化に向けた市民の自主的な活動及び公益的な活動に要する経費に対し、予算の範囲内で登米市地域協働まちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）及び登米市地域協働まちづくり事業実施要綱（平成19年登米市告示第204号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

○支援の内容については、市民活動団体（市民活動を継続的に行う任意の団体及び特定非営利活動法人など）が行う地域の活性化に向けた自主的な活動や公益的な活動に対し、補助金を交付するものです。

○団体から提案された事業については、検討組織で事業内容等の検討を行い、関係部局との調整を経て、まちづくり推進部長が意見書を付して、事業計画書等を市長に提出します。その後、審査会が審査基準に基づき審査を行い、審査結果について市長に報告します。

○市長は、審査結果に基づき、対象事業を決定し、団体へ通知します。

（交付対象事業等）

第2条 補助金の交付対象事業及び交付対象団体は、実施要綱第5条第1項の規定により決定を受けた事業及び団体とする。

2 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付対象とはしないものとする。

- (1) 国、県、市等が交付する他の補助金等の交付対象となっている事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 団体の運営を目的とする事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象事業として適当でないと認められる事業

○交付対象団体は、市内に活動の拠点があり、規則や会則を定めている、構成員がおおむね5名以上で、公益的な活動を行っている市民活動団体となります。

○政治活動、宗教活動又は営利を目的として活動している団体は対象にはなりません。

（交付対象経費）

第3条 補助金の交付対象経費は、前条第1項に規定する事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の対象経費とはしないものとする。

- (1) 団体の恒常的活動を維持する経費
- (2) 団体の構成員による会合の飲食費（ただし、事業に伴う会議における茶菓代及び講師への弁当代を除く。）
- (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- (4) その他、補助対象経費とすることが適当でないと認められるもの

○対象経費は、事業に係る直接経費であり、基本的には講師謝金、会場使用料及び材料費などが考えられます。

○恒常的活動を維持する経費とは、その団体に係る経常的な家賃、光熱水費などが考えられます。

○構成員による会合の飲食費とは、懇親会等の食事代などが考えられます。

○様々な事業が予想されることから、対象経費等については内容により協議します。

2 登米市地域協働まちづくり事業補助金交付要綱の解説

（補助金の対象期間）

第4条 補助金の対象期間は、単年度を原則とする。ただし、事業の性格上、実施期間が複数年度にわたる場合は、2年を限度とする。

○この補助金は、基本的に単年度の事業を支援するものです。なお、事業内容によっては初年度が調査研究、2年目が事業実施といった形も考えられるので、その事業の持続性や、団体の主体的な取り組みとなるかどうかを考慮した上で、最大2年にわたる事業も認めています。ただし、事業提案は毎年度行うことになります。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）は、単年度50万円を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めた事業にあっては、この限りでない。

2 補助金の補助率は、交付対象経費の2分の1以内とし、実施期間が複数年度にわたる場合の補助率は、2年目は3分の1以内とする。

○補助金限度額は、1事業に対して単年度当たり500,000円となります。

○補助金の対象期間は2年が限度で、補助率は1年目2分の1以内、2年目3分の1以内となります。

（交付申請の添付書類）

第6条 規則第3条第3号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) 団体の規約又は会則

○補助金の交付申請には、申請書及び収支予算書のほか、添付書類として「事業計画書」、「収支予算書」、「団体概要書」、「会則又は規約」を提出します。また、併せて「収支予算の状況や活動状況等が分かる書類（総会資料やチラシ、事業報告書など）」の提出も必要です。なお、「事業計画書」、「収支予算書」、「団体概要書」については、登米市地域協働まちづくり事業実施要綱第4条の規定に基づく様式と同一となります。

（補助事業の変更）

第7条 規則第4条の規定により補助金の交付の決定を受けたものは、補助事業を変更しようとするときは、規則第10条第1項第1号の規定により、市長の承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (1) 補助事業費の額の20パーセント以上の減額を伴う変更
- (2) 補助事業の内容の重大な変更

○事業が終了したら、その活動内容等を完了後30日以内に報告します。

○報告書には、活動写真や事業に係る領収書等の写しを添付します。

2 登米市地域協働まちづくり事業補助金交付要綱の解説

（実績報告の添付書類）

第8条 規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、次の書類とする。

- (1) 活動実施状況写真及び資料等
- (2) 領収書等の写し

○事業が終了したら、その活動内容等を完了後30日以内に報告します。

○報告書には、活動写真や事業に係る領収書等の写しを添付します。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年2月7日から施行する。

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年2月7日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

2 登米市地域協働まちづくり事業補助金交付要綱の解説

◆対象経費、対象外経費の例

項目	対象経費	対象外経費
人 件 費	- 講師等への謝金（講師等の交通費（車代等）も謝金に含むものとする） - 調査、研究のための報償費	会員や参加者の人件費（謝金、日当）
旅 費	- 会員による講師等の招へい活動に要する交通費 - 事業実施に伴う研修費	左記を除く、会員の市内外への交通費（日当を含む）
需 用 費	- 消耗品：事務用品など - 印刷製本費：資料、チラシ等の作成経費 - 燃料費：事業に要する燃料（ガソリン、混合油、灯油等） - 食料費（会議における茶菓代及び講師への弁当代）	- 懇親を目的とした会合の食事代 - 光熱水費（団体事務所等に係るもの）
役 務 費	- 通信運搬費：郵便料、切手代など - 保険料：機材等の保険料	私用の電話料など
委 託 料	一部事務の委託（団体が実施困難なものに限る）	事業の全部を他団体等へ委託した場合の委託料（一括委託は認められない）
使 用 料 及 び 賃 借 料	会場使用料、レンタル機材等の借上げ料	- 会員所有の車両及び機材の借り上げ料 - 団体所有の建物の家賃
原 材 料 費	工事材料費（U字溝、砂利、セメント、木材等）、加工用原材料費（原木等）	
工事請負費		事業の全部を他団体等へ委託した場合の工事請負費（一括委託は認められない）
そ の 他		- 団体の運営に係る経費（事務局経費） - 備品購入費（注1）（団体の資産（注2）になるもの） - 領収書等により、事業実施団体が支払ったことを明確に確認することができない経費

注1：「備品」とは、長期間その形状を変えず、保存できる物品を指します。ただし、取得価格の単価が1万円未満の場合は消耗品とすることができます。

注2：「資産」とは、償却資産の対象となるものを指します。

〔例〕 構造物（門、塀、看板、内装等）、機械及び装置、車両及び運搬具、工具及び機器等

3 関係要綱、要領

登米市地域協働まちづくり事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民と市の協働によるまちづくり事業の実施について、迅速かつ効果的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（対象事業等）

第2条 対象となる事業は、市民活動団体（市民活動を継続的に行う任意の団体及び特定非営利活動法人をいう。以下「団体」という。）が実施する公益的かつ先導的なまちづくり事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域の特性を生かした個性的なまちづくりを推進する事業
- (2) 安全・安心なまちづくりを推進する事業
- (3) 地域の課題解決のため、早急な対応が必要と認める事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

2 団体は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 市内に活動の拠点を持していること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 運営又は組織に関する規約又は会則を定めていること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としていないこと。

（事業計画書等）

第3条 団体は、事業を実施する場合、地域協働まちづくり事業計画書（様式第1号。以下「事業計画書」という。）に次に掲げる書類を添えて、まちづくり推進部長に提出する。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 団体概要書（様式第3号）

2 前項の規定による申請があったときは、まちづくり推進部長は、関係部局との調整の上、意見書（様式第4号）を付して、毎年10月末日までに市長に提出する。

（審査会等）

第4条 市長は、前条第2項の規定により、提出された事業計画書について審査するため、登米市地域協働まちづくり事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、第2条の事業について審査を行うものとする。

3 団体は、審査会において提出した事業計画書について説明を行うものとする。

4 審査会は、第2項の結果について市長に報告するものとする。

（事業の選考及び決定）

第5条 市長は、審査会の審査結果に基づき、補助金を交付することが適当であると認められる事業を決定する。

2 市長は、団体に対し選考結果を通知するものとする。

3 関係要綱、要領

（審査基準）

第6条 審査会は、次の基準により審査を行うものとする。

- (1) 不特定多数の市民又は社会全体の利益につながるものであること（公益性）
- (2) 他の団体若しくは市の施策と連携する内容を含むもの、又はその可能性が高いものであること（協働の的確性）
- (3) 事業に実現性があり、組織の実行体制が確保されていること（実現性）
- (4) 事業による波及効果及び活動の継続が期待でき、又は新たな展開の可能性が高いものであること（発展可能性）
- (5) 事業計画又はその経費において、妥当性があること（妥当性）

（事業の実施）

第7条 第5条第1項で事業の実施が決定された場合、団体は、計画的に事業を行わなければならない。

（事業評価）

第8条 団体は、事業を完了した後、協働事業評価シート（様式第5号）に基づき、速やかに事業評価を実施しなければならない。

（活動報告）

第9条 市長は、対象となる事業の活動実績を市民に公開し、併せて団体相互の交流及び意見交換を図るため、活動報告会を開催する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年11月6日告示第220号）

（施行期日）

この告示は、令和5年11月6日から施行する。

4 各種書類の様式、記入例

様式第1号(第3条関係)

記 入 例

年度 地域協働まちづくり事業計画書

1 事業名		区 分	新規 ・ 継続
2 団体名		代表者名	
3 事業実施期間	単年度 ・ 複数年度 (年 月 ~ 年 月)		
4 現状、課題等	事業実施期間が複数年度に渡る場合は、 年度ごとに再度申請が必要になります。 団体として、地域の現状をどのようにとらえ、課題は何であるのかを具体的に記入してください。		
5 事業の目的	事業の目的をできるだけ分かりやすく記入してください。		
6 事業の内容	課題解決に向けて、こういった手法で、どのように取り組もうとしているのかなどを具体的に記入してください。		
7 事業実施のスケジュール	事業ごとに実施時期・実施場所等を記入して下さい。		
8 事業の効果	事業を実施することで、どのような効果が得られるかを具体的に記入してください。		
9 前年度の事業実績と課題	(新規の場合記入不要) 複数年度事業の場合、前年度に実施した事業の内容・成果・今後の課題等を記入して下さい。		

4 各種書類の様式、記入例

様式第2号(第3条関係)

記 入 例

年度 収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	要
地域協働まちづくり事業補助金	246,000	事業実施期間が複数年度に渡る場合は、 年度毎に作成して下さい。
その他参加費等	15,000	参加費 300円×50人
自己資金	231,500	
補助金の対象経費に係る分のみ 計上して下さい。	492,500	摘要は極力具体的に記入 してください。

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
補助 対象 経 費	人件費	講師(〇〇氏)謝金 (20,000円×3回)
	旅費	講師招へいに係る交通費[行き先] (2,500円×5回)
	需用費	チラシ印刷(100,000円) 消耗品費(50,000円)
	役務費	郵送料(20,000円)
	委託料	〇〇設置費 一式
	使用料及び賃借料	会場使用料(50,000円×3回)
	原材料費	
	工事請負費	補助率は、 1年目 1/2、2年目 1/3 です
合計(A)	492,500	
地域協働まちづくり事業 補助金額	246,000	(A) × 補助率 1/2 ＝補助金額 246,000 円 (千円未満切り捨て)

※「支出の部」の摘要欄には、品目、数量、単価等を具体的に記載すること。

※事業が複数年度に渡る場合は、年度ごとに作成すること。

※参考となる見積書等を添付すること。

4 各種書類の様式、記入例

様式第3号(第3条関係)

団 体 概 要 書

1 団 体 名				
2 代 表 者 名		住 所		
3 設 立 年 月 日	年 月 日	会 員 数	人	
4 設 立 目 的	会則に記載されている設立年月日を記入してください。不明な場合は、年度のみの記入でかまいません。また、「会員数」欄は、計画書の提出時点での会員数を記入してください。 団体が設立に至った経緯やその目的について記入してください。			
5 規約又は会則	別紙のとおり	必ず、添付してください。併せて、活動を確認することから、これまでの活動実績が分かる書類（総会資料やチラシ、実績報告等）を添付願います。		
6 主な活動内容 と活動実績	団体設立後の主な活動内容や活動実績の概要について記入してください。 団体の連絡調整の窓口として、事業の内容を把握している方で、日常的に連絡を取ることが可能な方の連絡先を記入してください。			
7 担当者 連絡先	フリガナ 担当者名			
	住 所	〒		
	電 話		F A X	

注) 団体の活動内容が分かる資料があれば添付願います。

4 各種書類の様式、記入例

様式第5号（第8条関係）

協働事業評価シート

このシートは、団体が協働事業をチェックしたり、
評価して事業の改善に活用するものです。

記入日	
所属団体名	
記入者氏名	

事業名：_____

※ 評価項目を3段階で評価

できた	A
どちらともいえない	B
できなかった	C

チェック、評価項目		評価
計画段階	1 事業検討、目標設定	
	協働の必要性や理由は明確ですか。 (□はい・□いいえ)	
	事業の目的・目標を共有しましたか。 (□はい・□いいえ)	
	2 パートナー決定、情報共有	
	協働する相手の選定は明確でしたか。 (□はい・□いいえ)	
	わかりやすい、共通の言葉で議論し合える雰囲気をつくりましたか。 (□はい・□いいえ)	
	対等な関係を築くため、相互を理解し合う話し合いの場を持てましたか。 (□はい・□いいえ)	
	3 役割分担と責任、形態の確認	
	お互いの特性を活かせる役割分担をしましたか。 (□はい・□いいえ)	
実施段階	事業の実施にふさわしい協働の形態が検討されましたか。 (□はい・□いいえ)	
	4 事業の円滑化	
	役割分担を共に共有し、果たしましたか。 (□はい・□いいえ)	
	進捗状況や事業に関する情報を共有しましたか。 (□はい・□いいえ)	
	事業計画の修正は、お互いに十分議論し、柔軟に行動できましたか。 (□はい・□いいえ)	
終了段階	5 課題発生時の対応	
	事業に関する課題の発生には、お互いが連絡し合い、すばやく対応しましたか。 (□はい・□いいえ)	
	6 ふりかえりの実施	
	今後の課題をお互いに話し合いましたか。 (□はい・□いいえ)	
	改善案をお互い話し合い、作成しましたか。 (□はい・□いいえ)	
	7 事業の達成	
	事業の目的・目標が達成できましたか。 (□はい・□いいえ)	
	事業の目的・目標が達成できたかどうかお互いに話し合いましたか。 (□はい・□いいえ)	

5 事務手続き

(1) 地域協働まちづくり事業補助金 要望申請時

月	事業実施団体	登米市（市民協働課）
実施年度の 前年度 4月～9月	①事前協議・事業計画書作成 ※事業内容の検討 →事前に事業内容について市民協働課と協議します。補助事業として適切かどうか交付対象経費となるか等を確認します。 ②事業計画書提出 ※必要書類は下記のとおりです。 ※書類不備により受理できない場合がありますので、余裕をもった提出をお願いします。	★注意★ ・事業実施年度は申請の翌年度となります。 ・書類作成に当たってはP9～P11の記入例を参考にしてください。 ③計画書の受領 ・申請を受け、関係課との調整
〃 11月中	④登米市地域協働まちづくり事業審査会（事業の採択、不採択を決定） ※市民委員と行政職員から構成される事業審査会で、事業内容等について審査を行います。（10分程度のプレゼンテーション+質疑応答） ※採択（不採択）の審査結果は、後日団体宛て通知します	⑤補助金予算要求 ・採択団体の補助金額を、次年度予算に反映します。

●事業実施要望に必要な書類

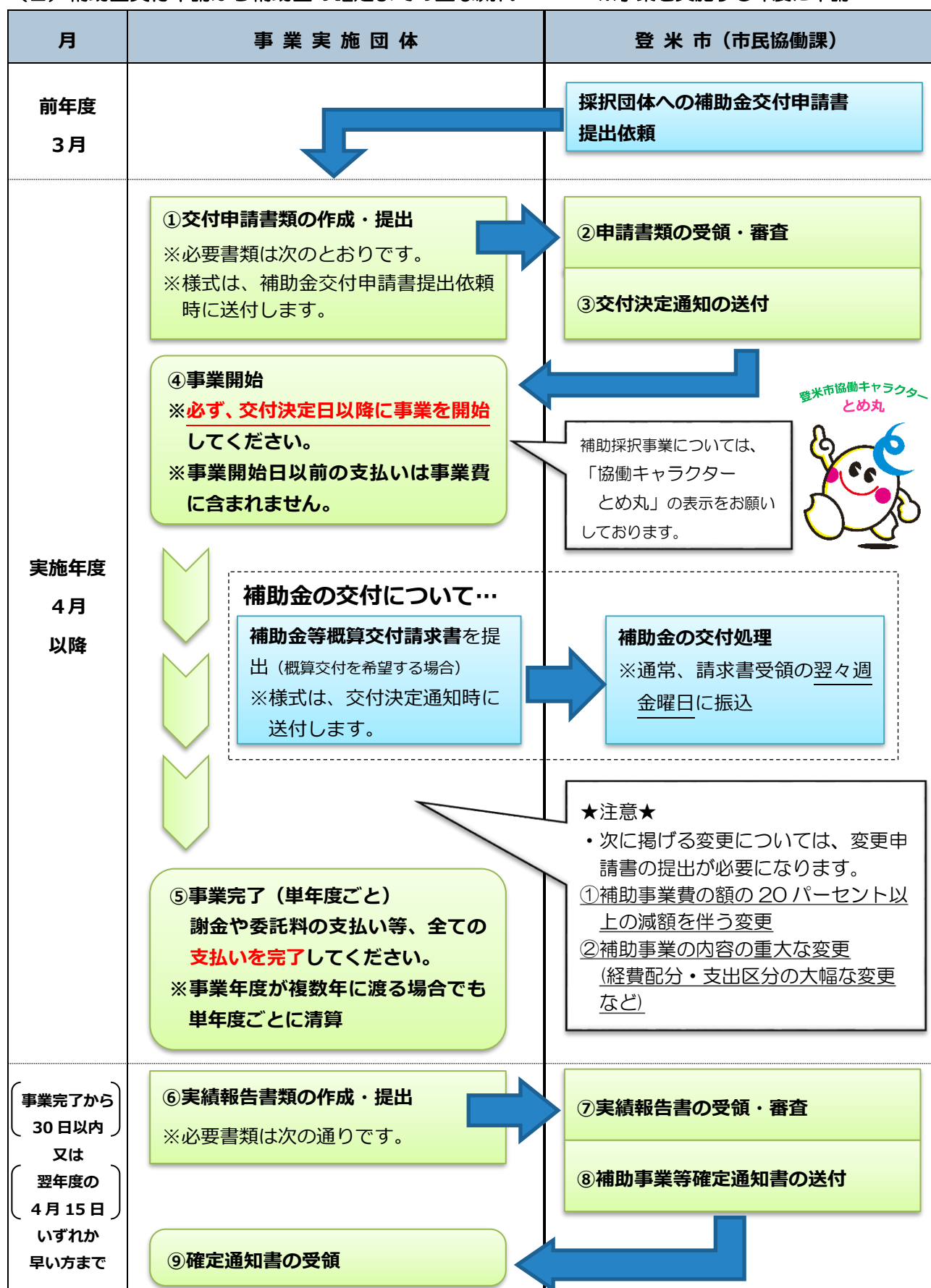
	書 類
1	地域協働まちづくり事業計画書（様式第1号）
2	収支予算書（様式第2号）
3	団体概要書（様式第3号）
4	団体の規約又は会則の写し
5	これまでの活動実績が分かる書類（総会資料やチラシ、実績報告等）の写し

※事業内容によっては、事業費に係る見積書の写し等の提出が必要になる場合があります。

5 事務手続き

(2) 補助金交付申請から補助金の確定までの主な流れ

※事業を実施する年度に申請



5 事務手続き

●補助金等交付申請に必要な書類

	書 類	
1	補助金等交付申請書（様式第 1 号）	
2	地域協働まちづくり事業計画書（様式第 1 号）	原則、事業実施要望時と同一内容での交付申請となりますが、交付申請時点で経費配分・支出区分の変更が見込まれる場合はご相談願います。
3	収支予算書（様式第 2 号）	
4	団体概要書（様式第 3 号）	

●実績報告に必要な書類

	書 類
1	実績報告書（様式第 10 号）
2	活動実施状況写真及び資料等の写し
3	収支決算書（様式第 11 号）
4	支出に係る領収書等の写し

注意点 採択後の事業変更について

事業採択後に、事業の内容及び予算区分に変更がある場合は、必ず事前に登米市まちづくり推進部市民協働課担当者へご連絡ください。

下記に掲げる変更については、変更申請書を提出して承認を受ける必要があります。

＜変更申請書が必要な場合＞

- （１）補助事業費の額の 20 パーセント以上の減額を伴う変更
- （２）補助事業の内容の重大な変更

※経費配分・支出区分の大幅な変更も重大な変更に含まれます。

変更によって助成の要件を満たさなくなった場合や、事業終了後の実績報告時に交付決定内容と実際の事業内容や予算区分等に大きな違いがある場合には、交付決定を取り消し、補助金を返還していただきますのでご注意ください。

（３）補助事業完了後

- ・事業完了後、事例発表会（P2 参照）での発表や資料配布等をお願いすることがあります。

6 質問 (Q&A)

Q1 事業の事前相談や提案は、どこにすればよいのでしょうか。

A1 まちづくり推進部市民協働課にご相談ください。相談を受けながら、市民活動団体と市で事業内容を検討していくことが大切です。

Q2 補助を受ける団体の要件に「構成員が5名以上であること」とありますが、どの範囲までが構成員となるのですか。

A2 団体の正会員（役員を含む）が、5名以上いることが必要です。

Q3 規約や会則を定めていないと、対象団体にはならないのでしょうか。

A3 補助金の明確な経理等が必要なため、団体は規約や会則を定めていないと対象団体にはなりません。また、規約や会則の内容を確認することによって、政治活動や宗教活動を目的とした団体かどうかの判断も可能となります。

Q4 対象外経費の団体の構成員による会合の飲食費はどのようなものですか。

A4 例えば、懇親を目的とした会合の飲食代は対象となりません。ただし、実施事業に伴う会議の茶菓代は対象となります。

Q5 対象となる人件費はどのようなものですか。

A5 例えば、講演会や研修会を開催した時に、講師に支払う謝金などが対象となります。ただし、団体の会員が行う事業の事前調整や事業実施時に団体の会員に支払う手当は対象となりません。

Q6 講師の方に車代を差し上げたいのですが、対象となりますか。

A6 講師の交通費（車代を含む）は、講師謝金の中に含めてください。講師の車代等の名目で個別に補助対象経費にすることはできません。

Q7 複数の団体で共同事業として提案したいのですが、対象となりますか。

A7 必要要件等を満たしていれば提案することは可能です。ただし、補助金は代表となる（事業申請書類に記載する）団体・代表者の口座に振り込むことになります。また、予算や決算、会計処理は、提案事業について個別の処理をお願いします。他の会計と合算処理はできません。この補助金が、いつ、何に、どれだけ使われたか、予算や決算、会計処理で明確にすることが必要です。

Q8 事業実施後、どのようなものが必要ですか。

A8 事業終了後に実績報告書を提出することになります。付属資料として活動の実施状況が分かる写真や製作した印刷物やチラシ・ポスターなどがあれば提出してください。

6 質問（Q&A）

Q9 令和元年度申請分から事業区分が見直しされたようですが、どのような内容ですか。

A9 令和元年度申請分（令和 2 年度事業実施）から、補助対象期間、補助率及び補助上限額が見直しされ、補助対象期間は 3 年から 2 年、補助率は 1 年目が 2 分の 1 以内、2 年目が 3 分の 1 以内となりました。併せて、補助上限額が 1,000,000 円から 500,000 円に変更となっています。

また、平成 21 年度から実施してきたパートナーシップ型については事業件数の減少等により廃止となり、まちづくり型のみとなっています。

〔資料〕 これまでに採択された事業

《平成 18 年度採択分：平成 19 年度実施事業》

事業名	実施 場所	事業主体	事業の目的	事業の内容	事業費 (千円)
迫地域づくり懇談 会設置事業	迫	迫地域づく り懇談会	協働のまちづくりへの 理解と効果的な事業推 進	・懇談会を開催し、協働 事業の推進方策の検 討・提案	0
みんなで進めよう 「とよま」協働の まちづくり事業	登米	登米地区町 内会振興協 議会	協働のまちづくりへの 理解を図り、市民や団体 の協力を促進	・協働事業の企画・審査 等、他団体への協力・ 助言	0
若草山公園整備事 業	東和	若草山みど りの会	協働による公園の再整 備と住民の健康増進、子 どもたちの学習の場の 設置	・ワークショップの開 催、散策路・ベンチ等 の整備	3,946
市道・裏観音線待 避場整備事業	東和	鱒淵地域振 興会	往来する通行車両の安 全性、利便性の向上	・待避場の整備	381
豊里地域安全安心 防犯パトロール事 業	豊里	豊里地域安 全安心防犯 パトロール	地域の防犯意識の高揚 及び児童生徒の非行防 止と安全性の確保	・防犯パトロール隊を設 置し、巡回防犯活動の 実施	418
地域資源保全活用 事業	米山	米山地域協 働のまちづ くり事業推 進会議	地域まちづくり母体の 整備	・既存コミュニティ4組 織の横断的な連絡体 制の見直し・強化	0
在宅要援護者生活 支援ネットワーク 事業（よかったネ ットワーク事業） （1年目）	石越	登米市社会 福祉協議会	地域住民が共に支え合 う地域支援システムの 構築	・要援護者のニーズに応 じた支援の実施（買い 物、清掃、付添い、相 談相手）	360
環境教育コーディネ ーター派遣事業	南方	南方公衆衛 生組合連合 会	環境問題に関する意識 啓発	・中学校生徒を対象とし たワークショップの開 催	50
津山地区協働のま ちづくり推進事業 （つやまもりもり 協働ネットワーク 事業）	津山	津山地区ま ちづくり推 進協議会	協働のまちづくりを推 進する地域団体の組織 化	・協働のあり方について の検討	0
計					5,155

【資料】 これまでに採択された事業

《平成 19 年度採択分：平成 20 年度実施事業》

事業名	実施場所	事業主体	事業の目的	事業の内容	事業費 (千円)
森地区協働まちづくり委員会設置事業	迫	森地区コミュニティ推進協議会	地域の課題解決に向けた協働のまちづくり活動の実践	・全体会、部会等による会議を開催し、協働によるまちづくり事業の具体的な取組の検討	0
駅前協働のまちづくり事業	登米	駅前町内会	地域内の活性化	・清掃活動の実施	0
防火と防犯の予防で夜間巡回事業（パトロール）	登米	後舟橋町内会	防火、防犯予防	・夜間巡回パトロールの実施	4
いまでも歴史がいきづく「みやぎの明治村・とよま」	登米	「みやぎの明治村・とよま」観光案内人倶楽部	交流人口の増加による地域内の活性化	・ハンドマイク、制服の購入等	273
老朽市営住宅環境整備事業	東和	米谷新小路町内会	住民の憩いの場及び避難所の設置	・公園、避難所の整備	420
多目的共同作業公園整備事業	東和	吉田水利組合	多目的施設の共同利用及び共同活用の推進	・多目的洗い場、水車等の設置	600
豊里地域安全安心防犯パトロール事業	豊里	豊里地域安全安心防犯パトロール	地域の防犯意識の高揚及び児童生徒の非行防止と安全性の確保	・防犯パトロール隊による巡回防犯活動の実施	0
平筒沼環境整備事業（1年目）	米山	桜岡・善王寺地区コミュニティ推進協議会	協働のまちづくりの推進体制の整備	・平筒沼憩いの森の環境整備	50
石越地域在宅要援護者生活支援ネットワーク事業（よかったネットワーク事業）（2年目）	石越	登米市社会福祉協議会	地域住民が共に支え合う、地域支援システムの構築	・要援護者のニーズに応じた支援の実施（買い物、清掃、付添い、相談相手）	180
南方「安全安心な地域づくり」事業	南方	佐沼地区交通安全協会 南方支部、登米市南方地区防犯協会	一体的な安全安心な地域づくりの確立	・地域づくり大会の開催 ・カーブミラー清掃 ・啓発活動キャンペーンの実施など	74
南方「食と心と体」出前事業	南方	登米市食生活改善推進員協議会、子育てボランティアサークルあそぼ	行政区を中心とした人と人をつなぐネットワークづくりの確立	・地域郷土料理継承事業 ・子育てボランティア出前事業 ・高齢者健康づくり事業	132
計					1,733

[資料] これまでに採択された事業

《平成 20 年度採択分：平成 21 年度実施事業》

事業名	実施場所	団体名	目的	事業の内容	事業費 (千円)
北上川・魅力発見クルーズ	登米	とよま北上川かっぱの会	川の持つ歴史や景観など魅力を生かした活動で地域活性化に貢献	- 川の清掃活動（ゴミや流木除去） - 川の安全標識の設置	212
老朽市営住宅環境整備事業	東和	米谷新小路町内会	住民の憩いの場及び避難所の設置	公園、避難所の整備	0
平筒沼環境整備事業（2 年目）	米山	桜岡・善王寺地区コミュニティ推進協議会	地域の資源である平筒沼の環境整備などを進め地域の活性化を図る	ひょうたん島の菜の花、コスモス播種や憩いの森の除草など	1,022
石越地域在宅要援護者生活支援ネットワーク事業（3 年目）	石越	登米市社会福祉協議会	地域住民が共に支え合う、地域支援システムの構築	要援護者のニーズに応じた支援の実施（買い物、清掃、付添い、相談相手）	180
計					1,414

〔資料〕 これまでに採択された事業

《平成 21 年度採択分：平成 22 年度実施事業》

事業 区分	事業名	団体名	目的	事業の内容	事業費 (千円)
地域型	石貝環境整備事業（津山町）	津山町石貝部落会	住民の憩いの場所並びに避難所の整備	・地域で建設したプールを解体し、あずま屋などの憩いの場を整備。	1,000
全市型	登米市の医療を守る啓発事業（1年目）	登米市の医療を考える会	登米市の医師不足解消や、市民意識の向上	・医師不足解決に向け、アンケートやセミナーを行う。	480
	つなげよう登米市NPOネットワーク事業（1年目）	SKIT（スキット）	NPO活動（市民活動）のネットワークの構築と、介護、障がい者、子育て支援。	・介護や障がい、子育てに関する講習会等の開催。	230
	市民活動データベース作成事業（1年目）	登米市の市民活動を考える会	市民活動に関する団体情報などを集め、市民活動の出会いの場を設置	・市民活動団体の調査、データベース化など	135
パート ナース upp型	平筒沼環境整備事業（米山町）	吉田コミュニティ運営協議会	地域の資源である平筒沼の環境整備を行い、地域住民の連帯感と自治意識の高揚を図る	・平筒沼ひょうたん島及び憩いの森の環境整備（コスモス、菜の花播種など）	670
	市道弥惣線整備事業（東和町）（1年目）	鱒淵地域振興協議会	円滑な車両通行と、地域住民の連帯意識の醸成を図る	・市道弥惣線（砂利道）の待避場などの整備	667
	舘要害線改良工事（中田町）	舘行政区	交通環境の整備地域住民の連帯意識の醸成	・地域内の狭隘な生活道路の整備。	1,000
	高森遠沢線道路整備事業（石越町）	遠沢行政区	緊急時の避難通路の確保により、地区住民の安全安心に寄与する	・市道（未舗装）の拡張整備	441
計					4,623

[資料] これまでに採択された事業

《平成 22 年度採択分：平成 23 年度実施事業》

事業 区分	事業名	団体名	目的	事業の内容	事業費 (千円)
全市型	登米市の医療を守る啓発事業 (2年目)	登米市の医療を考える会	登米市の医師不足解消や、市民意識の向上	・地域医療を守り育てるセミナー開催、情報紙の発行など	202
	つなげよう登米市NPOネットワーク事業 (震災の影響により中止)	SKIT(スキット)	NPO活動(市民活動)のネットワークの構築と、介護、障がい者、子育て支援	・介護や障がい、子育てに関する講習会等の開催	287
	市民活動データベース作成事業 (震災の影響により中止)	登米市の市民活動を考える会	市民活動に関する団体情報などを集め、市民活動の出会いの場を設置	・市民活動に関するセミナーの開催、情報紙の発行など	140
パートナーシップ型	市道弥惣線整備事業(東和町) (2年目)	鱒淵地域振興協議会	円滑な車両通行と、地域住民の連帯意識の醸成を図る	・市道弥惣線(砂利道)の待避場などの整備 (平成 22 年度・23 年度継続事業) ・事業内容 待避所整備 10か所 横断側溝整備 3か所	750
計					1,379

《平成 23 年度採択分：平成 24 年度実施事業》

事業 区分	事業名	団体名	目的	事業の内容	事業費 (千円)
全市型	登米市の医療を守る啓発事業 (3年目)	登米市の医療を考える会	登米市の医師不足解消や、市民意識の向上	・地域医療を守り育てるセミナー開催、情報紙の発行など	144
	明るく健康を保つ環境づくり事業	心友会	子どもたちの健全育成と、高齢者の健康を保ち心豊かに過ごせる家庭環境の実現を応援する。	・DOYO 組「童謡ふれあいコンサート」の実施	522
計					666

【資料】 これまでに採択された事業

《平成 24 年度採択分：平成 25 年度実施事業》

事業区分	事業名	団体名	目的	事業の内容	事業費 (千円)
全市型	演劇普及事業 (1年目)	コミュニケーションタイム	登米市民が演劇を楽しむ機会を作り、コミュニケーション能力を高め、ストレスの少ない人間関係の構築	・体験型ドラマ講座の定期的な開催	172
パートナーシップ型	多目的排水施設整備事業(1年目)	小友水利組合	洪水時の農地や市道への冠水及び法面の洗掘被害の防止	・排水路整備 (平成 25 年度・26 年度継続事業) H25 80m H26 115m	698
	黄牛宇名地区排水路整備事業(1年目)	津山町黄牛耕作組合	・雨水(山水)の効率的な集水と川へのスムーズな流下を図り、氾濫防止と道路側溝の損傷防止	・排水路整備 (平成 25 年度・26 年度継続事業) H25 258m H26 190m	1,000
計					1,870

《平成 25 年度採択分：平成 26 年度実施事業》

事業区分	事業名	団体名	目的	事業の内容	事業費 (千円)
全市型	演劇普及事業 (2年目)	コミュニケーションタイム	登米市民が演劇を楽しむ機会を作り、コミュニケーション能力を高め、ストレスの少ない人間関係の構築	・体験型ドラマ講座の定期的な開催	332
パートナーシップ型	多目的排水施設整備事業(2年目)	小友水利組合	洪水時の農地や市道への冠水及び法面の洗掘被害の防止	・排水路整備 (平成 25 年度・26 年度継続事業) H25 80m H26 115m	773
	黄牛宇名地区排水路整備事業(2年目)	津山町黄牛耕作組合	雨水(山水)の効率的な集水と川へのスムーズな流下を図り、氾濫防止と道路側溝の損傷防止	・排水路整備 (平成 25 年度・26 年度継続事業) H25 258m H26 190m	495
	三経塚周辺整備事業	綱木親和会	周辺の整備や案内表示を設置することにより、快適かつ安全に訪れていただく。	・擬木による階段の設置及び手摺の設置 ・案内表示等の設置 ・遊歩道の不陸整正	732
計					2,332

【資料】 これまでに採択された事業

《平成 26 年度採択分：平成 27 年度実施事業》

事業 区分	事業名	団体名	目的	事業の内容	事業費 (千円)
まちづ くり型	みやぎの明治村 脱出ゲーム（1 年目）	みやぎの明 治村とよま 脱出ゲーム 実行委員会	「みやぎの明治村」全体を 脱出ゲームの会場とし登米 町の魅力を知ってもらう。	・ 謎を解き明かすゲー ムを楽しみながら、登 米町の魅力を知っても らう	999
	もっこりあぐり チャレンジ事業 （1年目）	特定非営利 活 動 法 人 もっこりの 里	食農教育の推進を図る取り 組みとして行う。	・ 農作物栽培の未経験 者などを対象とした 野菜栽培体験と消費 者としての食糧事情 への意識を深める機 会を提供する	889
	子育て応援マッ プ&ラジオ情報 告知事業（1年 目）	特定非営利 活 動 法 人 すくすく保 育研究所	子育て中の市民の皆さんに 役立つ情報を提供する。	・ 子育てマップ作り ・ 子育て情報ラジオ告 知	774
	市民による子育 ての共助促進事 業（1年目）	特定非営利 活 動 法 人 とめタウン ネット	「とめ女性支援センター hug」を常設の地域子育て 支援拠点とし、子育て家庭 の親とその子どもを対象 として事業を実施する。	・ 子育て親子の交流の 場の提供と交流の促 進 ・ 子育て等に関する相 談、援助の実施 ・ 地域の子育て関連情 報の提供 ・ 子育て及び子育て支 援に関する講習等の 実施	1,000
	石森地域活性化 事業（1年目）	石森地域活 性化事業実 行委員会	「人づくり」、「場づくり」、 「地域経済づくり」の取り 組みを行い地域活性化を図 る。	・ コミュニティカフェ 「たばごや」を活用し た、地域交流プログラ ムの企画実施等 ・ 地域基幹産業である 農業を活用した事業 活動の展開	1,000
計					4,662

〔資料〕 これまでに採択された事業

《平成 27 年度採択分：平成 28 年度実施事業》

事業 区分	事業名	団体名	目的	事業の内容	事業費 (千円)
まちづ くり型	みやぎの明治村 脱出ゲーム（2 年目）	みやぎの明 治村とよま 脱出ゲーム 実行委員会	「みやぎの明治村」全体を 脱出ゲームの会場とし登米 町の魅力を知ってもらう。	・ 謎を解き明かすゲー ムを楽しみながら、登 米町の魅力を知っても らう	1,000
	もっこりあぐり チャレンジ事業 （2年目）	特定非営利 活 動 法 人 もっこりの 里	食農教育の推進を図る取り 組みとして行う。	・ 農作物栽培の未経験 者などを対象とした 野菜栽培体験と消費 者としての食糧事情 への意識を深める機 会を提供する	535
	子育て応援マッ プ&ラジオ情報 告知事業（2年 目）	特定非営利 活 動 法 人 すくすく保 育研究所	子育て中の市民の皆さんに 役立つ情報を提供する。	・ 子育てマップ作り ・ 子育て情報ラジオ告 知	98
	市民による子育 ての共助促進事 業（2年目）	特定非営利 活 動 法 人 とめタウン ネット	「とめ女性支援センター hug」を常設の地域子育て 支援拠点とし、子育て家庭 の親とその子どもを対象と して事業を実施する。	・ 子育て親子の交流の 場の提供と交流の促進 ・ 子育て等に関する相 談、援助の実施 ・ 地域の子育て関連情 報の提供 ・ 子育て及び子育て支 援に関する講習等の実 施	1,000
	地域コミュニテ ィーの再構築と 地域資源を活用 した村づくり事 業（1年目）	相川マタギ 会 21	相川部落中心部に位置する 遊休田と遊休桑畑、養豚跡 地一帯を「桜山・山菜公園」 として整備し、失われつつ ある地域コミュニティの再 構成と結束の拠点とする。	・ 木道橋の掛け替え事 業 ・ 池づくり ・ 田んぼづくり、田植 え、収穫 ・ 桑伐採とサクラ植林	1,000
計					3,633

【資料】 これまでに採択された事業

《平成 28 年度採択分：平成 29 年度実施事業》

事業 区分	事業名	団体名	目的	事業の内容	事業費 (千円)
まちづ くり型	市民による子育ての共助促進事業（3年目）	特定非営利活動法人とめタウンネット	「とめ女性支援センター hug」において、親子を対象とした事業を実施する。	- 親子の交流、相談、講習会等の実施。 - 子どもの一時預かりに対応できるボランティアスタッフの養成。	650
	もっこりあぐりチャレンジ事業（3年目）	特定非営利活動法人もっこりの里	食農教育の推進を図る。	- 農作物栽培の未経験者などを対象にした野菜栽培体験 - 食育講座の実施	317
	石森地域活性化事業（2年目）	石森地域活性化事業実行委員会	「人づくり」、「場づくり」、「地域経済づくり」の取り組みを行い地域活性化を図る。	- ワークショップ及びまちづくり勉強会、人材育成 - コミュニティカフェ「たばごや」を活用した交流事業 「手創り市」と市内高校生による「ミニライブ」の開催	602
	地域コミュニティの再構築と地域資源を活用した村づくり事業（2年目）	相川マタギ会 21	グリーンツーリズムによる地域活性化と、地域コミュニティ結束の拠点づくり。	- ウォーキングロードの整備 - ツリーハウス制作	871
	桜まつりイベント もっこり「世界一の輪なげ大会」実施事業（1年目）	みなみかたさくらロード実行委員会	南方地区の旧迫川土手にある「千本桜」の花見客を通過型から立ち寄り型とするため、桜まつりイベントを開催する。	- 世界一の輪なげ大会開催と特産物等の PR - 桜ロードマップの作成	1,000
	登米町まちづくり&インバウンド戦略プロジェクト（3年目）	登米町まちづくり&インバウンド研究会	登米町の「観光客の増大と活性化」を図る。	- 観光客増加の為に勉強会やモニターツアー等の実施 - 観光客増加と町の活性化に向けた新しい企画運営 - アンケート調査の実施 - ホームページ・PR 動画などによる広報メディアの強化戦略	1,000
	計				4,440

【資料】 これまでに採択された事業

《平成 29 年度採択分：平成 30 年度実施事業》

事業 区分	事業名	団体名	目的	事業の内容	事業費 (千円)
まちづ くり型	桜まつりイベン ト もっこり 「世界一の輪な げ大会」実施事 業（2年目）	みなみかた さくらロー ド実行委員 会	南方地区の旧迫川土手にあ る「千本桜」の花見客を通 過型から立ち寄り型とする ため、桜まつりイベントを 開催する。	・世界一の輪なげ大会 開催と特産物等のPR ・カーウォークラリー の実施	1,000
	子育て情報交換 「とめまもオフ 会」開催&ハン ドメイド「まま マルシェ」事業	特定非営利 活動法人 すくすく保 育研究所	子育て中の母親を対象にハ ンドメイド活動などを行 い、社会参加を促進する。	・子育て交流会の実施 ・オリジナルグッズの 配布 ・ハンドメイド活動の 実践	900
計					1,900

《平成 30 年度採択分：令和元年度実施事業》

事業 区分	事業名	団体名	目的	事業の内容	事業費 (千円)
まちづ くり型	桜まつりイベン ト もっこり 「世界一の輪な げ大会」実施事 業（3年目）	みなみかた さくらロー ド実行委員 会	南方地区の旧迫川土手 にある「千本桜」の花見 客を通過型から立ち寄 り型とし、新たなさくら ロードを定着させ、地域 づくりに寄与する	・新たなさくらロードの 定着に向けた維持管理 ・世界一の輪なげ大会開 催と特産物等のPR ・千本桜カーウォークラ リーの実施	1,400
	登米市サポート バンク支援事業	特定非営利 活動法人 スマイルむ さし	生活困難家庭への衣・ 食・住へのサポートを基 本に地域への支援事業 を展開する。	・衣住の生活一次支援事業 ・生活を支える中間支援 組織と連携 ・子どもの居場所づくり と学習支援	739
	登米市少年野球 普及事業	登米市青少 年進歩自由 夢会議	少年野球人口減少の回 復及び裾野の拡大を目 的とし、野球を通じて少 年少女の健全な育成を 目指す。	・プロ野球選手による野 球教室の開催 ・Tボールセットの寄贈 （自己資金） ・スポーツウォールの設 置要請活動	998
	癒しの音楽カフ ェ事業	オレンジカ フェ（認知症 カフェ） Now or Never 実行 委員会	登米市内を移動しなが ら開催することで、認知 症ケアシステムとして の質を高め、質の高い情 報提供、安心できる人 とのつながりができるこ とによる認知症の不安 解消、ストレスの解消に 貢献できる	・2時間のカフェ（生演 奏・認知症セミナー・情 報交換・介護専門職への 相談）を開催	142
計					2,900

【資料】 これまでに採択された事業

《令和元年度採択分：令和2年度実施事業》

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業の要望取り下げ

《令和2年度採択分：令和3年度実施事業》

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業の要望取り下げ

《令和3年度採択分：令和4年度実施事業》 → なし

《令和4年度採択分：令和5年度実施事業》 → なし

《令和5年度採択分：令和6年度実施事業》

事業区分	事業名	団体名	目的	事業の内容	事業費 (千円)
まちづくり型	火消し(木遣り)の伝統文化継承を通し、地域活性化を図る(特に女性への焦点化)	奥州陸前登米佐沼火消し保存会	- 火消しの伝統文化技芸の保存継承 - 女性を中心とした地域活動の活性化 - 地域の防火活動促進	- 火消し木遣り唄を広く認知・理解してもらうために、チラシやポスター等を活用し広く周知する。 - 全国的にも稀な女性火消しの活動を通し地域の活性化を図る。	500
計					500

[資料] 事業内容の見直し経過

年度	見直し事項等	目的															
平成 19 年度	- 事業審査会の設置 - 事業審査基準等の導入	採択の透明性の向上と明確化															
平成 20 年度	- 事業提案枠の拡大（地域型、全市型、地域計画型） - 審査会委員構成の見直し（市民委員・アドバイザーの選任） - 審査方法の見直し（評点数制、事業規模審査） - 活動報告会の開催	事業提案のしやすさと市民視点からの事業評価等															
平成 21 年度	- 事業提案枠の拡大（パートナーシップ型） - 補助金交付対象期間の明確化（3 年を限度） - 補助率の変更（1 年目 10 分の 9 以内、2 年目 10 分の 7 以内、3 年目 10 分の 5 以内） - 審査方法の拡大（必要により現地調査などを実施） - 事業検討委員会の設置（パートナーシップ型の検討）	事業提案枠の拡大や補助対象期間の明確化等															
平成 22 年度	「登米市協働のまちづくり地域交付金」の創設により、「地域型」「地域計画型」を廃止	より市民に使いやすい制度の創設															
平成 26 年度	- 事業区分の「全市型」を「まちづくり型」と変更し1つの総合支所管内を活動区域とする事業も対象となるよう見直し - 交付対象経費の見直し（事業に伴う会議の茶代および講師への弁当代を対象経費に加えた）	コミュニティ向けの新交付金制度が平成 27 年度から創設されることから、市民活動団体等の活動を支援する目的で改正															
令和元年度 （令和2年度 実施事業から 適用）	- パートナーシップ型の廃止 - 補助金交付対象期間の見直し（3 年から2 年へ） - 補助上限額の見直し（100 万円から 50 万へ） - 補助率の見直し（1 年目 1/2 以内、2 年目 1/3 以内） <table><tr><td>区分</td><td>1 年目</td><td>2 年目</td><td>3 年目</td><td>補助上限</td></tr><tr><td>変更前</td><td>9/10 以内</td><td>7/10 以内</td><td>5/10 以内</td><td>100 万円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>1/2 以内</td><td>1/3 以内</td><td>－</td><td>50 万円</td></tr></table>	区分	1 年目	2 年目	3 年目	補助上限	変更前	9/10 以内	7/10 以内	5/10 以内	100 万円	変更後	1/2 以内	1/3 以内	－	50 万円	パートナーシップ型の取組件数減少に伴う見直し及び補助率等の見直し
区分	1 年目	2 年目	3 年目	補助上限													
変更前	9/10 以内	7/10 以内	5/10 以内	100 万円													
変更後	1/2 以内	1/3 以内	－	50 万円													
令和5年度	事業審査基準の見直し	審査基準の明確化と補助金を適正に交付する目的で見直し															

登米市地域協働まちづくり事業補助金の手引き

担 当：登米市まちづくり推進部 市民協働課 市民活動支援係

〒987-0595

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電 話：0220-22-2173

FAX：0220-22-9164

H P：<http://www.city.tome.miyagi.jp/>

E-mail：shimin_kyodo@city.tome.miyagi.jp